

法人会ニエス 2009 11 江東 ひがし



☎03-3684-2303

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>

チームに
なる

法人会

法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。あなたも仲間になりませんか？

会員登録中 **法人会** 検索

初秋の上州路へ

会員リクリエーション

会員リクリエーションは、9月6日(日)、総勢120名が参加して開催された。コースは、群馬サファリパーク→磯部ガーデン↓富岡製糸工場(世界文化遺産に申請中)↓梨狩り。楽しい思い出を持って帰路に着いた。



梨の試食を楽しむ



バスの間近まで動物が



富岡製糸工場へ入場



ホテル・磯部ガーデンで昼食



江東東税務署
法人課税第1部門統括官

高橋 潤子



江東東法人会の皆様こんにちは。

私の出身地は三重県の桑名市です。江戸時代には東海道五十三次の四十二番目の宿場として、伊勢路へ旅する人々で賑わったようですが、今では隣接する名古屋市と四日市のベッドタウンとして静かな町並みとなっています。唯一、昔から変わらないものは、桑名の奇祭と呼ばれる「石取祭」です。毎年8月の第1日曜日の午前0時に、30数台の祭車が一齐に鉦や太鼓を打ち鳴らし、旧東海道を練り歩くことから

「日本一やかましい祭り」とも呼ばれています。祭車は絢爛豪華な天幕や彫刻が施され、たいへん見事です。是非一度ご覧になっていただきたいものです。

私は昭和51年に採用となり、名古屋国税局の中川署に2年間勤務した後、東京国税局に参りました。早いもので故郷を離れて三十年が経ちました。現在、埼玉県の越谷市に住んでいます。日本一大きいショッピングモールがある越谷レイクタウンの近くで、よく、ウィンドーショッピングを楽しんでいます。

楽しみといえば、最近はいキングも楽しみの一つになっています。自然との触れ合いや、知らない土地で出会った人との交流を楽しんでいます。9月のシルバーウィークには、秩父方面へ曼珠沙華を見に行ってきました。

江東東税務署には初めて勤務しますが、法人会の皆様とのご縁を大切にしていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。



▼子供の頃、輝かしい未来だった21世紀になって10年。▼私は五十肩

になった。荷の積み降ろしもある仕事柄、筋肉痛かなと思っていたら、あつと言う間に右腕が上がらなくなり、痛みが出た。鈍い痛みが止まず、眠れない夜も何日か過ぎてやっと娘たちの心配を受け入れ病院へ。老眼で細かい字を読み書きするのも一因、溜まった疲労も一因、若いつもりでいたが、年と言うことか? ▼不景気なご時世に休職もできず、箸も持てない日々もあり、前進後退を繰り返して半年、気が付いたら痛まなくなっていた。これは大事件と先輩や友人たちに報告したら、皆なっているらしい。中には両腕の人も……。 ▼テレビは薄く、電話は携帯になり、カーナビまである世の中で、昔からある五十肩の特効薬がないのは如何なものかと、ツバを飛ばすこの頃である。(寺)

組織をあげて 会員増強活動 支部長会

9月16日(水)にアンフェリシオンで本部役員、支部長及び支部幹部、各支部幹部など92名が参加して支部長会(会員増強決起大会)が開催された。冒頭、佐野会長が「増強目標数達成のために、従来にもまして本部、支部が連携を密にし組織をあげて会員増強活動に臨む」と挨拶された。



鯨岡 組織担当副会長

続いて、鯨岡組織担当副会長の挨拶の後、来賓として出席された市原江東東税務署長、矢部東京税理士会江東東支部支部長の両氏から当会の会員増強活動に対する激励の挨拶をいただいた。

続いて、細谷組織委員長から、会員増強月間は9月～12月まで増強目標数は150社との発表がされ、そのための具体的施策の説明もあった。引き続き、法人会の福利厚生制度受託会社である大同生命の渋谷東京支社長から同社としての会員増強への取り組みについて説明の後、昨年度の会員増強活動の実践報告について二つの支部の支部長から報告され、まず堀口大島第2支部長が「支部の管轄地



取り組みの説明は、細谷委員長

図の中に会員と非会員を色分けし、11人の支部役員に責任をもって自分の地域の加入勧奨をしてもらった。また、役員の知り合いの非会員にも積極的に加入勧奨を行い、この二つが好結果に繋がった」と話された。

続いて、中嶋南砂第2支部長が「町会の役員をやった顔が知れてきて、人間関係を構築できるようになった。それが会員増強などで効力を発揮することができると報告された。



目標達成のシュプレヒコール

引き続き行われた懇談会では、本年度の会員増強目標数の達成を祈念して、松本副会長の発声により威勢良くシュプレヒコールをあげた。

年末調整等説明会

今年も年末調整の時期となりました。説明会に出席して誤りのない事務を行いましょよう。

▼本年の年末調整等説明会は、下記の日程で開催します。

- ▼説明内容は次のとおりです。
- 1 平成二十一年分年末調整のしかた
- 2 法定調書記載のしかた
- 3 給与支払報告書の記載のしかた
- 4 質疑応答

▼年末調整等説明会開催の案内書類の中には、源泉所得税の納付書(整理番号及び法人名が印刷されています)が一年分同封してありますので、確認のうえ、ご使用ください。

▼年末調整関係の諸用紙は、同封の請求書に記入のうえ、受付に提出し、お受け取りください。

年末調整等説明会日程表

開催月日	開始時間	地域別等	説明会場
11月11日(水)	用紙配布 午前9時30分～10時00分 説明会 午前10時00分～12時00分	亀戸・東砂	江東区カメラプラザ 3階 カメラホール 江東区亀戸2-19-1
	用紙配布 午後1時00分～1時45分 説明会 午後1時45分～3時45分	大島・北砂 南砂・新砂	※駐車スペースがありませんので、お車で来場はご遠慮ください。

22年度
税制改正
要望大会

法人税基本税率の 引き下げを！

大会スロガン

- ◎ 待ったなし。
- ◎ 国・地方とも聖域なき行政財政改革の断行を！
- ◎ 活力ある経済・社会の実現を目指し、
抜本的な税制改革を！
- ◎ わが国企業の国際競争力確保のためにも、
法人税率の引き下げを！
- ◎ 適正・公平な課税、行政の効率化のため、
納税者番号制度の導入に向けて検討を！
- ◎ 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済を支える中小企業に配慮を！
- ◎ 消費税率引き上げの前に、
徹底した行革により行政のスリム化を！
- ◎ 道州制の導入の検討などにより、
国と地方の役割分担を見直し、地方の再生を！
- ◎ 年金・医療、介護制度について改革を断行し、
持続可能な社会保障制度の確立を！

平成22年度税制改正要望大会が10月8日(木)に岐阜市の良川国際会議場において、法人会全国大会の式典のプログラムの一部に組み込まれる形で開催され、全国から多数の会員が参加して行われた。

当日はまず、記念講演として経済ジャーナリストの財部誠一氏が「日本経済、これからのキーワード」と題し、「今後の日本経済は内需拡大には



講演する財部誠一氏

限界があり、そのため、東アジア諸国との連携を深めていくことが肝要。特に中国は、高品質の日本製品にとって主要な市場である」と講演した。続いての法人会全国大会の

式典では、大橋全法連会長の主催者挨拶、加藤国税庁長官らの来賓祝辞に続き、税制改正要望大会が開かれ、金田全法連税制委員長（東法連副会長）により平成22年度税制改正に関する提言の趣旨説明が行われた。

同委員長は、①法人税基本税率の引き下げ ②国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、地方税を含めて、欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める③中小企業軽減税率の引き下げ ④中小企業に適用される軽減税率は、時限措置ではなく恒久化するとともに、一層の税率引き下げが必要であり、また、適用課税所得金額を一千五百万円程度へ引き上げるよう併せて求める⑤特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限 ⑥合理性を欠き、中小企業の間で課税の不公平を生んでいる本制度の廃止を求めるなどの平成



岐阜市で初めて開催された全国大会

22年度の法人会の税制改正要望事項の最重点事項を説明した。

説明後、角間全法連副会長から大会宣言が力強く読み上げられ、同大会は終了した。

同大会には、折からの大型台風18号にもめげず当会からも、安中税制委員長ら3名が出席した。

なお、この大会で採択された税制改正要望事項を今後その実現に向けて、全法連、県連、単位会それぞれが地元選出の国会議員や関係機関に対して陳情活動を行うこととしている。

「外注費の取り扱い」を研修

源泉部会一泊研修会

8月研修会は、28日(金)、講師に矢部輝氏(東京税理士会・江東支部長)を迎え、上諏訪の浜の湯旅館で開催した。今回の研修テーマは、「外注費の取り扱い」で主な内容は以下の通り。

- (1) 請負契約に基づく事業所得が生じた場合は、**外注費**。
- (2) 領収書が無いと**役員賞与**とされる事があり、源泉徴収も行われる。
- (3) 領収書がある場合でも、**交際費**とされる事がある。600万円までは**損金**になるが、10%は否認。
- (4) 相当の理由が無いのに、**金銭**を支出した相手先について、**帳簿書類**に記載が無い場合は、**使途不明金**とされる事があり、**通常の法人税**に加えて40%の**制裁課税**。
- (5) 雇用契約に基づ



矢部 税理士会支部長

くものは、**給与所得**。…給料を**外注費**化する事のメリットは、「**消費税の節税**」がある。①**会社**が**支払う消費税**＝**売上げ**時に「**預かった消費税**」－**費用**支払い時に「**支払った消費税**」。故に「**支払った消費税**」を増やせば**会社**の**支払う消費税**が減る。②**支払金額**中に**消費税**は、**給料**では**含まれない**が**外注費**では**含まれる**。③

外注費で処理すると「**支払った消費税**」が増えてその分だけ**税金**を減らせる。(但し、**外注費**が**給料**と判定されると**源泉徴収**と**仮払消費税**の否認の**ダブルパンチ**。) **税務上**は必ずしも**外注費**になるとは限らない**事例**を判り易く**研修**された。

「儲かっていますか?」と聞かれたら……

税務研究部会一泊研修会

恒例の**税務研究部会**の一泊研修会が9月3日(木)に**熱海**の**染井**で**部会員**22名が参加して開催された。



講師 齋藤 淳氏

今回は**公認会計士**の**齋藤淳氏**を講師に迎え「**儲かっていますか?**」と聞かれたら……と題して講演していただいた。

は、**課税所得**＝**益金**－**損金**。収支計算上の**儲け**である**資金**計算(キャッシュフロー)は、**收支差額**＝**収入**－**支出**と整理できるが、**意外**とこれらの事を知らない**企業家**が多く、**本人**は「**儲かっている**」と判断していても、**実際**には**代金回収**に**関心**が無く、**借入**は増やし、**金利**・**税負担**の**考え**が殆ど無いため、**利益**が出ていない。このような**企業家**は**優秀な企業家**であったとしても、**決して良い企業家**とはいえないのである。



身近かなテーマで興味津々

要がある。従って、**償却**を何年に**設定**するの**か**を**考え**決定する事は、**巨額**な**設備投資**をする上で**大変重要な要素**といえるのである。当然その場合、**税負担部分**の**法人税**・**消費税**等も**考慮**した**上**での**決定**が**重要**である。

「**儲かっていますか?**」と聞かれた時、**返す相手**によって**色々な影響**がでる。**銀行**に聞かれて「**儲かっていますよ!**」と言えば、「**借入**を少し**返済**してください」となるし、**取引先**に聞かれ**同様に答え**れば、「**ならば少し値段**下げてよ」となってしまう。

また、**企業間取引**をするような場合に、**相手企業**が「**儲かっているか**どうか」の**判断**をするにあたり、**財務分析比率**のみで**判断**するのは**なく**、**必ず決算書**を読む**必要がある**。

齋藤氏は最後に「2000年3月期から2002年3月期の間の**企業会計**において、**税効果会計**を**契機**に**V字回復**し**ニッサン**は**立ち直った**のである」と**講演**を結んだ。

基本的な話だが、**会社**の**儲け**である**損益計算**は、**当期純利益**＝**収益**－**費用**。

経営の**意思決定**の例として**大型**の**設備投資**をする場合、**投資**による**節税**、**借入**の**返済**、**将来**の**金利**の**概念**といった3つを**考慮**した**上**で**決定**する**必要**がある。

ある」と**講演**を結んだ。

自宅でも! オフィスでも!
税理士事務所でも!

どこでも申告・納税 e-Tax

〈イータックス〉
国税電子申告・納税システム

電子納税の新たな納付手段

国税の「ダイレクト納付」開始!

(平成21年9月から)

是非ご利用ください!

- **ダイレクト納付とは**・・・
事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

◆ **ダイレクト納付のメリット**

- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能。
※ 特に利用回数の多い手続に便利です(源泉所得税の毎月納付手続など)。
- ② 納付手続が簡単(電子申告等の送信後、ワンクリックで納付手続が完了)。
- ③ インターネットバンキングの契約が不要。
- ④ 即時または期日を指定して納付することが可能。
- ⑤ 税理士が納税者に代わって納付手続[※]を行うことが可能。
※ 納税者本人の納税用確認番号等を登録しておく必要があります。

◆ **利用可能税目**

電子申告等が可能な税目(源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税)が対象となります。

※ 納付情報登録依頼については、上記の税目にかかわらず全税目がダイレクト納付利用可能となります。

◆ **利用に当たっての注意事項**

- ① **ダイレクト納付**を利用するためには、e-Taxの利用開始のための手続が必要となるほか、**ダイレクト納付利用届出書**を提出する必要があります。
- ② 利用可能金融機関については、国税庁ホームページでご確認ください。
- ③ **ダイレクト納付利用届出書**を提出してから利用可能となるまで、**1か月程度**かかります。
- ④ **ダイレクト納付**を行う際には、**預貯金口座の残高**をご確認ください。
※ 納付日の指定を行った場合は、**指定した日の前日**に預貯金口座の残高をご確認ください。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

国 税 庁

◆ ダイレクト納付の利用手続

① e-Taxの利用開始のための手続

- ダイレクト納付を利用するには、e-Taxの利用開始のための手続*を行う必要があります。また、メールアドレスを登録すると、ダイレクト納付の手続についての各種お知らせが、電子メールで送信されますので、メールアドレスの登録をお勧めします。
※ 詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

② ダイレクト納付利用届出書の提出

- 「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（ダイレクト納付利用届出書）を作成し、住所地等を所轄する**税務署へ書面で提出**してください。
※ ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）から入手できます。

③ ダイレクト納付利用可能のお知らせ

- 税務署と金融機関の登録手続が完了すると、「ダイレクト納付登録完了通知」がメッセージボックスへ格納され、ダイレクト納付の利用が可能となります。
※ 利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

④ 申告等データの作成・送信

- 「申告データ」または「納付情報データ」を作成し、e-Taxを利用して送信します。

⑤ ダイレクト納付の利用

- 申告等データの送信後、メッセージボックスに格納される受信通知を確認し「今すぐに納付される方」または「納付日を指定される方」のいずれかを選択します。
※ 1 メッセージボックスの内容を確認するためには、e-Taxホームページのトップページにある「受信確認（ログイン）」をクリックしてお進みください。
※ 2 納期限当日に申告等データを送信した場合は、納付日を指定して納付することはできません。
※ 3 ダイレクト納付ボタンの有効期間は、申告等データの送信日から2か月間となります。

今すぐに納付する

- 「今すぐに納付される方」ボタンをクリックすることで、届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。
※ e-Taxソフトでは「今すぐ納付を行う。」を選択します。



今すぐに納付される方



納付日を指定して納付する

- 「納付日を指定される方」ボタンをクリックすることで、届出をした預貯金口座から、指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。
※ e-Taxソフトでは「納付日を指定して納付を行う。」を選択します。

納付日を指定される方



(注) 指定できる納付日は、原則として納期限までの日付になります（土、日、祝日等を除きます。）。

⑥ 納付状況の確認

- 納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。
※ 1 納付できなかった場合、残高不足等の「ダイレクト納付エラー通知」が格納されますので、**必ず納付状況（エラー情報）の確認をお願いします。**
※ 2 納付日を指定して納付された方は、指定した期日の午前中にメッセージボックスの内容をご確認ください。

～e-Taxのご利用時間～

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時（祝日等を除きます。）までとなります。

なお、ご利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

e-ページ

当法人会ホームページが更新されており、

【活動報告】では、8月に行なわれた源泉部会による一泊研修会（長野県諏訪市）の様子や9月に総勢120名が参加した会員リクリエーション（富岡製糸工場・群馬サファリパーク他）の様子、税務研究部会による一泊研修会（熱海・染井旅館）の模様や10月に風間美佐男氏を講師としての健康講演会、題して「最新の医療事情とセカンドオピニオン」の内容や、亀戸地区中心に行われた社会貢献活動、第24回「まちをきれいに」の様子を紹介しております。

info@koto-higashi-h.or.jp

訂正

平成21年9月号の2ページ、江東東税務署人事異動の氏名に誤りがありましたので訂正いたします。

総務課長には……

関孝夫氏 ↓ 佐藤紀幸氏

都税だより

都税における納税証明書は、全ての都税事務所でも申請できます。

平成20年度から、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税の課税事務は、中央都税事務所に変更されましたが、納税証明書は全ての都税事務所でも申請できます。

（※地方法人特別税は、法人事業税との合算額で証明を行います）。ただし、申告・納付後すぐの納税証明書の申請については、発行までに日時を要する場合があります。お急ぎの方は、①領収証書の原本（領収印あるもの）②申告書の控え（受付印あるもの）両方をお近くの都税事務所の窓口までお持ちください。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

〒江東都税事務所

徴収課 徴収管理係

☎ (3637) 7121

行事予定

11月

5日(木)	源泉部会研修会 内容 年末調整のしかた 講師 江東東税務署担当	午前10時と午後1時30分	江東東税務署 会 議 室
10日(火)	税を考える週間記念講演会・会員大会 内容 税務雑感 講師 市原健二江東東税務署長	午後4時	亀戸天神社
11日(水)	年末調整説明会 内容 年末調整のしかた 講師 江東東税務署担当	午前10時と午後1時45分	カメラアプラザ ホ ー ル
16日(月)	納税表彰式	午後3時	カメラアプラザ ホ ー ル
17日(火)	新設法人説明会	午後1時30分	江東東税務署 会 議 室

12月

4日(金)	税務研究部会研修会	午後3時	法人会館
9日(水)	決算法人説明会	午後1時30分	江東東税務署 会 議 室
10日(木)	女性部会研修会	午後4時	カメラアプラザ
11日(金)	第409回理事会	午後3時	ホテルイースト21 東 京

1月

18日(月)	源泉部会研修会	午後3時	法人会館
19日(火)	決算法人説明会	午後1時30分	カメラアプラザ ホ ー ル
21日(木)	新春講演会	午後4時	アンフェリション
21日(木)	新年賀詞交歓会（税務親和会主催）	午後5時45分	アンフェリション

◎各部会の研修会の内容・講師については未定のため未掲載となっておりますが、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。（ホームページアドレスは本会報の表紙に掲載しています。）

◎役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。

管内法人数 5,606社 法人会員数 2,411社 加入率 43.01% (平成21年9月30日現在)

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>